

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

熊本市長

市町村名 (市町村コード)	熊本市 (43100)
地域名 (地域内農業集落名)	並建地区 (乙畠、甲畠、白石、並建、浜口、無田口)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年1月16日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

並建地区は、施設園芸・水稻を中心とした農業が盛んな地域である。集落営農組織や認定農業者の件数も比較的多い地域ではあるが、今後高齢化等により農業者の減少が懸念される。施設園芸には担い手や後継者が集まりやすい傾向にあるが、稲作では担い手不足が問題となるため、農地の集積・集約化を進めることが課題である。
また、地域の農地を永続的に守っていくため、新たに意欲ある農業者や新規就農者を確保・育成していくことも重要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

並建地区の水稻については、集落営農組合の組織的な取り組みが実施されており、カントリーエレベーターが受け入れ先となる方も多いため、JAを中心とした貸し手・借り手による集積が進んでいる。また今後も、JAや集落営農組織を中心とした安定的な農地利用の取り組みを継続していく。
また、県・市・JA等と連携して新技術の導入や担い手への農地の集積・集約化に配慮し生産性向上とコスト低減を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	287.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	287.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地区内の農振農用地区域を農業上の利用が行われる区域とする。□

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用し、認定農業者や認定新規就農者等の担い手への農地の集積・集約化を図る。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を積極的に活用していく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
一部地域で基盤整備事業を実施中。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
新規就農者などの新たな農業者の確保を進め、将来の地域農業の担い手として育成していく。 農家の世代交代を円滑に進められるよう、県・市・JAとも連携して取り組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じて取り組んでいく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他
【選択した上記の取組方針】									